

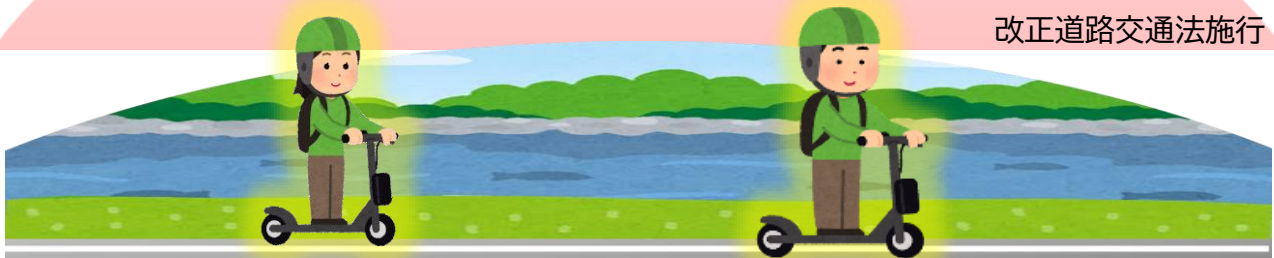
交番速報

令和5年7月6日
天竜警察署
船明交番

電動キックボードの新しい交通ルールが始まりました！

7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」になりました。

改正道路交通法施行



Q1. 特定小型原動機付自転車とは？

最高速度 20km/h 以下 定格出力 0.6kw 以下

車体の大きさ 長さ1.9m 以下/幅0.6m以下

Q2. 誰が乗れるの？

16歳以上であれば免許証が無くても乗ることが可能です。

Q3. どこを走れるの？

車道を通行しなければなりません。自転車道も通行することができます。

Q4. 利用するにはどうすればいいの？

公道を走行するに当たっては

①車両が道路運送車両の保安基準に適合し②ナンバープレートを取り付け③自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。

新たな交通ルールが
適用されます



詳しくは静岡県警察ホームページを
ご覧ください。

ホーム > 交通安全 > 交通事故をなくそう! > 特定小型原動機付
自転車に関する交通ルール等について (令和5年7月1日から)

